

第11回釜ヶ崎講座学習会

「なぜこれからもホームレス自立支援法が必要か」

12月17日(土) 午後6時半 会場 西成市民館3階講堂講師

江田 初穂さん(ホームレス支援全国ネット事務局)

2002年8月6日に施行された「ホームレスの支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)は、来年8月に期限を迎えます。全会派一致で公布・施行された同法は、路上という最貧困状況に置かれた人々への支援について、国の責務を認めた画期的な法律でした。緊急支援、就労支援、福祉施策との連携、住宅施策などを含めた総合的支援施策が実施可能になり、当事者の努力と、民間団体と地方行政との協同により多くの成果を挙げてきました。2003年確認された25296名もの路上生活者は、2016年現在6235名に減少しています。

2015年4月に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレス対策事業は新制度に引き継がれましたが、いまだ高齢化や長期化の様相を見せる路上生活者の支援を継続実施する上で、ホームレス自立支援法が並行してあり続ける必要が明らかになっています。釜ヶ崎講座ではこの一年「ホームレス支援」のありようをめぐって講演や学習会を重ねてきました。来年8月の延長を目前して、改めて「ホームレス自立支援法」延長について、問題を整理し、延長を求める運動を作り上げて生きたいと考えています。12月17日学習会に参集ください。ともに考え議論しませんか。

・講師 江田 初穂(ホームレス支援全国ネット事務局)

・開催日時 2016年12月17日(土)PM6:30開演

・会場 西成市民館3階講堂(西成区萩之茶屋2-9-1)

・資料代 500円

釜ヶ崎講座

大阪港郵便局私書箱40号

大阪市西成区萩之茶屋1-9-7釜ヶ崎日雇労働組合気付

事務局090-2063-7704

Mail kamakouza@cwo2.bai.ne.jp

<http://cwoweb2.bai.ne.jp/kamakouza>

<http://blogs.yahoo.co.jp/kamagasakikouza>

郵便振替 00940-1-132778